

第2部 災害予防計画

第1章 在日米海軍との災害予防対策

第1節 在日米海軍との防災協定^注

本市は、平成19年3月16日に「在日米海軍との防災協定」を締結した。

この協定は、軍艦（原子力軍艦を含む）を要因とするものを含むあらゆる災害を対象としており、この計画に関連することとしては、「本市への通知」と「災害対応能力の向上」について謳っている。

1 本市への通知

この防災協定では、本市に影響を与える可能性のあることについては、すべて通知されることになっている。

2 災害対応能力の向上

本市と在日米海軍は、相互の情報交換や視察、訓練等を通して、双方の災害対応能力の向上を図ることとしている。

注 「在日米海軍との防災協定」は略称です。正式名称は、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する横須賀市と在日米海軍司令部及び米海軍横須賀基地司令部の覚書」です。

第2章 本市の防災体制の整備等

第1節 情報連絡体制等の整備

1 情報連絡体制の整備

- ◆本市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。
- ◆本市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を実施するための要員をあらかじめ確保し派遣できる体制の整備を図る。
- ◆なお、国のマニュアルでは、原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合における通報及び連絡体制は次のように定められている。

(1) 米国政府からの通報

原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合、日本政府は米国政府からその状況に関して通報を受けるものとする。当該通報及び連絡は以下の通りとする。

- ①外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合
- ②地方防衛局が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合
- ③関係地方公共団体が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

(2) (1) の通報の有無に関わらず、原子力規制委員会は常時、原子力艦の寄港地周辺のモニタリングを行っており、これによるモニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（以下「通報基準」^{注1}という）に達した場合には、関係機関への連絡を速やかに行う。

(3) (1) 又は(2) の通報の有無にかかわらず、原子力艦の寄港県において震度6弱以上の地震の発生又は当該県沿岸において大津波警報の発表があった場合には、内閣府（防災担当）は直ちに外務省を通じて、米国政府から原子力艦の状況について情報収集を行う。

注1 通報基準

敷地境界付近の放射線量率として、1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等*による検出は除く）

*落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

2 初動体制の整備

◆本市は、通報基準に達する連絡を受けた場合に速やかに職員の非常参集、情報収集伝達、災害対策本部等の設置など初動体制が行えるよう、必要な体制を整備する。

その際、地震、津波等との複合災害が発生している場合は防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足する恐れがあること、及び事態が長期化することを想定する。

◆市長室は、発災直後の情報の収集・連絡、避難等の応急活動を迅速・的確に実施するためのマニュアルを策定するとともに、訓練による検証等により、その充実を図る。

3 防護資機材の整備

◆市長室は、国、県等と連携し、応急対応を行う防災業務関係者の安全確保のため、モニタリング機材や放射線防護具等の防護資機材の整備を行う。

◆国、県及び市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

第2節 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発

1 防災業務関係者に対する研修

市長室は、国、県及び防災関係機関等と連携して、以下に掲げる事項等について関係職員等に対し研修を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含む）。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること（防災資機材の使い方を含む）。
- ⑤ 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- ⑧ 緊急時に国、県、市、その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑪ その他必要な事項。

2 市民に対する知識の普及・啓発

市長室は、国、県、その他関係機関と協力して、以下に掲げる事項等について住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含む）。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に国、県、市、その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 屋内退避、避難に関すること。
- ⑦ 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑧ その他必要な事項。

3 その他

- ◆教育委員会においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- ◆防災知識の普及・啓発に関しては高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3章 モニタリング体制の整備

第1節 国等のモニタリング

1 モニタリング体制の整備

市長室は、国（原子力規制委員会）が「原子力艦放射能調査について」に基づいて実施する放射能水準の調査（以下「放射能調査」という。）への職員の派遣、国及び県との連絡・協力体制の確立など、環境モニタリングの体制を整備する。

2 モニタリングポスト等の設置状況

国は平常時又は緊急時における基地周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、以下のとおりモニタリングポスト等を整備している。

（平成29年3月現在）

施設名	所在地	備考
①小海局	横須賀市泊町（在日米海軍横須賀基地内）	
②泊局	横須賀市泊町（在日米海軍横須賀基地内）	
③楠ヶ浦局	横須賀市楠ヶ浦町（在日米海軍横須賀基地内）	
④長浦局	横須賀市長浦町（海上自衛隊横須賀基地内）	
⑤かきヶ浦局	横須賀市泊町（在日米海軍横須賀基地内）	
⑥小川町局	横須賀市小川町11	
⑦本町局	横須賀市本町2-1	
⑧東逸見局	横須賀市東逸見町1-1	
⑨船越局	横須賀市船越町7-66	
⑩夏島局	横須賀市夏島町2-15	
モニタリングポイント	横須賀本港周辺6ヶ箇所	
モニタリングポート※	横須賀海上保安部	※予備艇を含め2艇
横須賀原子力艦モニタリングセンター※	横須賀市東逸見町1-1	※モニタリングカー1台

第4章 避難誘導体制等の整備

第1節 国のマニュアルに規定する応急対応

国のマニュアルにおいては、モニタリング値が原子力艦による原子力災害に係る緊急事態発生の判断基準^{注1}に達した場合、応急対応範囲^{注2}内の住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うこととされている。

注1 判断基準

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避若しくは避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等*による検出は除く）
※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

注2 応急対応範囲

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
避難を実施する範囲	概ね半径1 km以内	概ね半径0.5 km以内
屋内退避を実施する範囲	概ね半径1 kmと3 kmで囲まれる範囲	概ね半径0.5 kmと1.2 kmで囲まれる範囲

第2節 避難誘導体制の整備

1 避難誘導体制等の整備

市長室及び消防局は、国のマニュアルに規定する住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制をあらかじめ整備する。

2 避難方法等の周知

市長室は、国のマニュアルに規定する応急対応の内容や、屋内退避及び避難、避難退域時検査等の方法について、住民への周知徹底に努める。

第3節 住民等への的確な災害情報伝達体制の整備

1 提供すべき災害情報の整理

政策推進部、市長室、消防局は、国、県その他関係者と連携し、通報事象及びこれに至る可能性のある事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理する。

2 災害情報の広報手段の整備

政策推進部、市長室、消防局は、防災行政無線、広報車、広報紙、市内ケーブルテレビ等により市民に対して正確な情報提供を行う準備をしておくものとする。

第4節 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導體制の整備等

市長室は、福祉部等と連携し、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、また、適切に避難誘導が行えるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、体制の整備に努める。

特に、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童・生徒については、十分配慮する。

第5章 医療救護活動体制の整備

1 原子力災害医療設備の整備

- ◆健康部は、「緊急被ばく医療のあり方」（平成13年6月原子力安全委員会報告）に基づき、国及び県、医療機関その他関係機関と協力して、外来診療に対応する初期被ばく医療体制を構築するとともに、マニュアルを策定し医療救護活動体制を整備する。
さらに、市が指定する緊急被ばく医療施設（横須賀市立市民病院及び横須賀共済病院を指定）は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。
- ◆県は、緊急被ばく医療を行う医療施設（以下「県指定緊急被ばく医療施設」といい、北里大学病院が指定されている。）を整備する。

診療機能	医療機関名	所在地
一次	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2
	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16
二次	北里大学病院	神奈川県相模原市南区北里 1-15-1

※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1）等に搬送することとなる。

2 医療資機材等の整備

- ◆県及び市は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。
- ◆健康部は、周辺住民等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、国及び県の協力を得て、服用対象の避難者等に安定ヨウ素剤を配布する体制を整備する。

第6章 緊急輸送活動体制の整備

第1節 専門家の移送体制の整備

市長室は、県とともに、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送（ヘリコプター離着陸場の指定・利用手続き、離着陸場から現地までの先導体制等）について国や関係機関と協議する。

第2節 交通管理体制の整備

土木部は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、市の管理する交通情報板の整備等、道路管理の充実を図る。

第3節 防災関係機関等と連携した輸送方法の確立

市長室は、防災関係機関等と連携し、避難住民及び物資等のより迅速な輸送方法の確立を図る。

第7章 広域応援体制の整備

本市は平常時から原子力防災体制の広域的な応援体制を推進し、防災対策に努める。

第1節 国による支援体制の整備

市長室は、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを国及び県、関係機関と協議のうえ、あらかじめ定めておく。

第2節 自衛隊の派遣要請手続きの整備

市長室は、自衛隊の派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ派遣要請手続や派遣決定後の処置について定め、必要な整備に努める。

第3節 その他関係機関による応援体制の整備

市長室は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援等について、関係機関との応援協定の締結など、体制の整備を図る。

第8章 防災訓練の計画・実施

第1節 訓練の基本的な考え方

- ◆原子力災害時には、応急対策活動が迅速・的確に行われることが重要なことから、各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と対応能力の向上を図る。
- ◆訓練は様々な条件を設定して行い、判断力の向上、迅速かつ的確な応急対策活動に資する実践的なものとする。

第2節 要素別訓練等の実施

市長室は、消防局、健康部及び国、県、その他関係機関と連携して、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

なお、訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等を具体的に想定したシナリオに基づく実践的な訓練となるよう努める。

- ① 災害対策本部の設置・運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時モニタリング訓練
- ④ 緊急時被ばく医療訓練
- ⑤ 情報伝達・広報訓練
- ⑥ 避難訓練
- ⑦ その他必要に応じた訓練

第3節 訓練終了後の評価

国、県、関係市町村、その他関係機関は、訓練終了後、評価を行い、訓練目的の達成度、改善・検討を要する事項等を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制の改善等に取り組む。